

# 決 定 書

異議申出人が令和5年4月26日付けで提起した令和5年4月23日執行の辰野町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、辰野町選挙管理委員会は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

本件選挙における本多慶司の当選は有効である。

## 異議申出の趣旨

- 1 異議申出人は、本件選挙の当選人の本多慶司（以下「当選人」という。）について、辰野町大字横川地内で、3カ月以内の居住実績が不明であり、選挙結果について、異議の申出をしたものである。
- 2 異議申出人は、その具体的な理由として、以下のとおり主張する。
  - (1) 当選人について、横川地区での居住の実態が、近隣住民情報や異議申出人の知る限りでは認められない。
  - (2) しかし、生活実態の根拠となる光熱費等については、個人情報であり調査できない。
  - (3) 住所とされる建物には誰も居住していないと解されるが、遡っての証拠写真はない。
  - (4) 当選人の横川地区での居住実態については、横川地区住民の情報による異議申出である。
- 3 以上のとおり、異議申出人の異議の理由は、当選人が住居として住民登録した辰野町横川地区には、当選人の居住実態がないという同地区の住民からの情報を根拠にしたものであり、それ以上の証拠等は提出されていない。

## 争点

### 1 公職選挙法での規定

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項において、市町村の議会議員選挙の被選挙権は、「引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者」が有すると規定されている。

この点について、異議申出人は、当選人が、住民票の登録地である辰野町横川地区に引き続いて3カ月以上、居住していた実態はないと同地区の住民からの情報があることから、当選無効の異議申出を行ったものである。

### 2 本件の争点

異議申出人の主張によると、本件の争点は、以下のとおりとなる。

- (1) 当選人が住民票上の住所とされた、辰野町横川地区に引き続いて3カ月以上、居住していたかどうか。
- (2) 仮に、当選人が、辰野町横川地区に引き続いて3カ月以上、居住していなかった場合に、辰野町のそれ以外の場所について、引き続いて3カ月以上、居住していたかどうか。

法の規定では、引き続いて3カ月以上、居住していたかどうかの点については、必ずしも住民票上の住所を念頭に置いた規定ではなく、選挙区たる辰野町の範囲内に居住していたかどうかを問題にしているものであるから、当選人について、住民票上の住所である横川地籍に居住していなかった場合は、引き続いて3カ月以上、辰野町の範囲内に具体的に居住していたかどうかの検討をする必要がある。

以下、上記の争点について、当選人の主張と証拠等を基にして検討する。

### 当選人の主張と証拠

#### 1 当選人の主張

当選人の主張は以下のとおりである。

- (1) 当選人は、後述の理由から辰野町内のホテルでの宿泊を基盤としていたため、住民票上の住所の建物には居住していなかったと説明している。
- (2) 当選人は、実際のところは、その経営する株式会社（以下、「本件会社」という。）が、辰野町において生産される農作物等の食材を本件会社が展開している首都圏の飲食店で使用することを営業目的としていたことから、辰野町を拠点とした生活と辰野町にて生産された食材を店舗のある首都圏でマルシェ展開するために首都圏にて活動していたものであり、その活動の主体は、辰野町で生産された食材を同社が展開する首都圏の飲食店で使用・販売するということから、令和5年4月から指定管理者となる本件会社の代表者として運営開始まで

の準備のため滞在していた、辰野町内のホテルでの宿泊を基盤にして、東京のホテルに宿泊しながら、首都圏にて同社の営業活動のために宿泊を伴う業務活動に従事していた。

- (3) 従って、当選人のこのような宿泊実態については、最高裁判所の昭和 35 年 3 月 22 日第三小法廷での判例が判事するところの「選挙権の要件としての住所については、その人の生活にもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもって、その者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」という観点から解すると、当選人は、引き続いて3カ月の期間とされる令和5年1月23日から4月23日の間、すべて本件会社のために活動したので、首都圏に店舗がある関係上、東京のホテルにて寝泊りはしていたが、その間、25日間については、生活の基盤である辰野町内のホテルに宿泊していた。
- (4) これを要するに、東京のホテルに宿泊していたのは、辰野町で生産された農産物等の食材を本件会社が首都圏で展開する飲食店での使用や販売を行うためであり、その経済生活の起点は辰野町であるから、引き続いて3ヶ月辰野町に居住していたという要件を満たすものである。

## 2 当選人の提出する証拠

当選人は、上記主張を裏付ける証拠として、この期間の本件会社の辰野町本社での電気・水道料金表、ホテルの宿泊の領収書、コンビニ等の領収書を提出している。

これらの証拠は客観性があり信用力も認められるものであり、辰野町内に生活や事業の基盤があったとする当選人の主張を立証し得るものと解する。

## 結 論

### 1 公職選挙法上引き続いて3カ月以上住所を有するという意味

- (1) 単に寝起きをしていた場所という観点では、当選人は辰野町内のホテルや東京のホテルを利用している状況にあった。
- (2) 従って、本件の問題の本質については、選挙期日前3カ月の住所として把握する場所は、当選人の基本的生活や経済的生活、さらに当該人物が会社を運営する経済人であるため、その事業活動の面等から種々の要素を総合的に検討して判断することとなる。
- (3) その際の事業面での検討においては、当選人が経営する会社の営業活動の本質が辰野町と、どの程度の関わりがあるかということが重要な判断材料となる。辰野町と何の関係もない会社の経営者が辰野町と関連しない事業で東京等のホテルに宿泊していた場合は、それは辰野町と無関係の活動による宿泊という他なく、例え、辰野町のホテルに宿泊していようと、東京のホテルに宿泊していたことは辰野町での経済活動と何の関連性をもたないのであるから、辰野町に

住所があると認定することはできない。

- (4) この観点から、本件会社の実態、営業目的を分析する必要がある。
- (5) なお、異議申出人が主張している「当選人が、住民票の登録地である辰野町横川地区に引き続いて3カ月以上、居住していた実態はないと同地区の住民からの情報があることから、当選無効」という主張については、当選人自身が、住民票上の住所地には居住していないことを認めた上で辰野町に住所がある、と反論している以上、辰野町横川地籍に当選人が居住していたかどうかは、本件の争点から除外されることとなる。

## 2 本件会社について

本件会社の概要は以下のとおりである。

- (1) 令和3年9月23日に同年度中に本社を東京都港区高輪から辰野町に移転することを、報道機関を通して公表。
- (2) 登記簿上、実際に移転したのは令和4年9月15日である。
- (3) 本件会社は、飲食店経営と食品製造を目的として、30の飲食店を首都圏において運営している。
- (4) 辰野町への移転は、辰野町や町内の農家で作る「食の革命プロジェクト運営協議会」との関わりの中で、生命の育みと自然の恵みを大切にして新たな飲食のライフスタイルを提案し、辰野町の農産物を使った商品を開発し、レストラン部門だけではなく中食事業（テイクアウト・デリバリー事業）にも力を入れていくという会社としての基本方針に基づくものである。
- (5) その関係で辰野町の農産物を主力食品とすべく本社を辰野町に移転したものである。
- (6) なお、当選人が住民票上の住所とした場所にある建物は、本件会社の監査役に就任している人物の名義となっている。

## 3 本件会社とその経営者としての当選人の住所の検討

- (1) 本件会社は、報道機関を通じて、令和3年9月23日に本社を辰野町に移転することを発表し、実際の会社登記簿上は、令和4年9月15日に本社を辰野町に移転した。
- (2) この動きは、本件選挙の1年半も前のことであり、当然のことながら選挙を意識した動きではなく、純粹に、辰野町や町内の農家で作る「食の革命プロジェクト運営協議会」との関わりの中で、生命の育みと自然の恵みを大切にして新たな飲食のライフスタイルを提案し、辰野町の農産物を使った商品を開発し、レストラン部門だけではなく中食事業（テイクアウト・デリバリー事業）にも力を入れようとする経済活動での動きによるものである。
- (3) 要するに、本件会社のこのような本社移転は、辰野町の農産物を使った商品を開発し、レストラン部門だけではなく中食事業（テイクアウト・デリバリー

事業)にも力を入れるという企業判断によるものである。

- (4) 本件会社が上記のように、本社を辰野町に移転し、辰野町の農産物を使った商品を開発し、その経営する東京等の首都圏の飲食店で使用するという経営命題を実現するには、その社長たる当選人が、辰野町の本社と首都圏の飲食店等を行き来する事業上の活動が必要なことは言うまでもない。
- (5) それ故、辰野町と首都圏を往来する以上、常に特定の場所にて寝起きすることが不可能であり、辰野のホテルと東京のホテルで寝起きする生活を余儀なくされていたものである。
- (6) その原因は、辰野町に本社がある本件会社が辰野町の農産物等の食材を使用して、本件会社が首都圏で展開している30店舗ある飲食店で客に提供することにある。  
従って、東京のホテルに宿泊することも、辰野町で生産された農産物等の販売展開という目的を実行する必要があるからであると合理的に理解し得る。

#### 4 当選人の公職選挙法上の住所について

- (1) 本件の問題は、当選人のこのような辰野町と首都圏を往復する生活において、特定する住所を具体的に決定するという困難な問題である。
- (2) 当選人が辰野町と首都圏を往復する生活を送る中で、辰野や東京のホテルに宿泊していたのは、言うまでもなく、辰野町に本社を置いた本件会社が辰野町で生産された農作物を本件会社が首都圏で展開する飲食店にて使用し、客に提供する目的だからである。
- (3) 簡単に言えば、辰野町に本社がある本件会社が辰野町で生産された農産物を首都圏の飲食店で利用するためである。  
それ故、当選人は辰野町と東京のホテルを寝泊りする生活を余儀なくされていて、特定の場所にずっと居住することが困難な状態だったのである。
- (4) 当選人のこのような辰野町と東京のホテル住まいの生活は、本社が辰野町にある本件会社の社長として辰野町で生産された農作物を首都圏の飲食店で客に提供するためであり、その生活や事業の基盤は辰野町にあるという他ない。
- (5) 当選人が東京のホテルに宿泊する目的は、辰野町に本社がある本件会社が辰野町の農産物を首都圏の飲食店で利用するためのみであるから、当選人の生活のすべては辰野町にあると断言できる。
- (6) しかも、実際に、当選人は、引き続いて3カ月以上住所を有するとされる要件についても、東京のホテルにも宿泊しながら、辰野町内のホテルに宿泊しているし、その他には特定の居住場所は存在しないのである。
- (7) 当選人は、辰野町にある本件会社の社長として辰野町の農産物を首都圏の飲食店で利用し、客に提供するために東京のホテルで宿泊していたものであり、その生活の基盤や事業活動の基盤は辰野町以外には存在しないと断言できる。
- (8) よって、その他の証拠を判断する必要もなく、既述した、最高裁判所の昭和

35 年 3 月 22 日第三小法廷での判例が判示するところの「選挙権の要件としての住所については、その人の生活にもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもって、その者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」という観点からすると、当選人の住所は辰野町の範囲にあったと認められることから、当選人の当選は有効である。

令和 5 年 7 月 11 日

辰野町選挙管理委員会  
委員長 一ノ瀬 安正

#### 教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で長野県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。(法第 206 条第 2 項)